

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議のガイドライン

令和5年7月1日

1 運営推進会議とは

地域密着型サービスでは、地域との連携や運営の透明性を確保し、地域に開かれたサービスとすることで質の確保を図ることを目的とし、運営基準において運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護では介護・医療連携推進会議。以下「運営推進会議等」という。）を設置することが義務付けられています。

2 構成員

- ① 利用者又はその家族
- ② 地域住民の代表者
- ③ 当該サービスに知見を有する者
- ④ 市の職員又は地域包括支援センターの職員
- ⑤ 地域の医療関係者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ）

○留意事項

- ・開催案内は、開催日のおおむね1か月前までに構成員へ送付してください。
- ・必ずしも全構成員が揃う必要はありません。なお、市の職員及び地域包括支援センター職員の出欠は会議の成立・不成立に影響しません。（外部評価を行う運営推進会議を除く。）

3 対象事業所と開催頻度

サービス種別	開催頻度
認知症対応型共同生活介護	おおむね2か月に1回以上 (年6回以上)
小規模多機能型居宅介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
地域密着型通所介護	おおむね6か月に1回以上 (年2回以上)
認知症対応型通所介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	

○留意事項

認知症対応型共同生活介護については、毎年4月に開催日の年間計画表を提出してください。開催日が決まっていない場合は開催月のみの計画表でも可能です。（任意様式）

4 運営推進会議等の役割

【公益社団法人日本認知症グループホーム協会「認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業報告書」2010年3月より抜粋】

① 情報提供機能（認知症ケアの理解の促進、相談援助機能の発揮）

事業所からの話題提供だけでなく、地域の側からの情報提供や、学習会の実施、新聞記事の紹介など、議題は多岐に及ぶ。利用者家族の悩みなどを地域住民が聞く場としても活用することができる。

② 教育研修機能（スタッフの研修効果）

事業所のスタッフが企画・運営をすることにより、発想力やプレゼンテーション能力等を向上できる。また、会議の中で利用者の生活や支援の内容が話し合われることで、自らの業務の客観視と振り返りにつながる。

③ 地域連携・調整機能（行政機関等との連携）

会議を介して行政や地域包括支援センターとつながり、「相談し合う関係」を構築する。行政とは、指導する・指導されるといった関係だけでなく、お互いに地域の状況を把握し、新しい高齢者支援の施策を計画するための機会となる。

④ 地域づくり、資源開発機能（安心して暮らす地域づくり、サービス提供の質の向上）

事業所の活動の振り返りと利用者や家族のニーズの再発見、地域からの事業所の活動への理解と協働が促進される。地域のつながりを広げ、事業所が地域づくりの拠点としての役割を担っていくための成長の場になる。

⑤ 評価・権利擁護機能（事業所運営の透明性の確保）

会議においてヒヤリハットや事故の報告を議題に挙げることで、参加者から率直な意見や、改善策に対する考えを提示してもらうなど、オープンなやりとりができるようになる。事業所にとっては、別の視点からの意見を聞くことが出来る貴重な機会となる。

5 運営推進会議等の議題

運営推進会議の場においては、当該事業所における運営やサービス提供の方針、日々の活動内容、入居者の状態などを中心に報告するとともに、会議の参加者から質問や意見を受けるなど、できる限り双方向的な会議を目指してください。

6 記録の公表及び資料の提出

会議開催後は、会議で受けた報告、評価、要望、助言等について記録を作成し各事業所において掲示するなどして公表してください。

また、市の職員、地域包括支援センターの職員が欠席した場合には、後日、会議当日の配布資料等を提出してください。

提出先：高齢福祉課介護保険係・当該事業所を管轄する地域包括支援センター